

## 「第三セクター等に対する改善案」の今後の対応について

～ 公益財団法人 周南市体育協会 ～

### 経営改革案の提案〔要約〕

- ① 公益財団法人 周南市体育協会（以下。「体育協会」という。）は、スポーツ振興面において、市政における一翼を担っていると同時に、担うことが期待される。このため市と連携し、または市を補完する形の中で施策・事業を進めていくことが求められる。このことから、改めて市と体育協会間の役割分担と体育協会が果たさなければならない役割を明確にする作業を行うこと。
- ② 体育協会の業務量の大半を占めている指定管理業務について、市と協議し精査すること。（施設管理を直営に戻すべきではないか。また、施設管理と公園管理を切り離すなどの検討）
- ③ 必要人員を精査し、早急に計画的な若い職員の採用・補充を図っていくこと。

### 新たな提案〔要約〕

- ④ 周南市のまちづくりを補完するために設立された3つの公益財団法人（文化振興財団、ふるさと振興財団、体育協会）を統合し、スケールメリットを生かして、公益財団法人に係わる事務や指定管理業務など共通する事務を一つのセクションで行うことで、無駄を省き新たな展開につなげ、「共創」による新たな価値の創造やサービスの提供が期待できることから、統合ありきではなく、お互いの胸襟を開いて検討のテーブルにつくこと。

### 所管課が考える現状の課題

体育協会は、スポーツ振興に寄与する事業や施策を実施することを主な目的として設立されており、体育施設の管理運営についても、指定管理者として専門的な人材の登用や柔軟な予算執行により迅速な対応が図られ、また、複数の体育施設を一体的に運営管理することで、利用者の利便性の向上も期待されていると考える。

しかし、指定管理者制度による有期限は、長期的な取り組みや継続性を担保するものではないため、各施設の運営管理や事業だけに集中し、本来行うべきスポーツ振興に関する長期的施策や事業が取り組みにくい状態にある。新たな専門的な人材の雇用についても消極的にならざるを得ないと考えられる。

## 経営改革案に対する市の考え方

- ① 市は、スポーツ政策の目的や大きな方針を示し、体育協会は、定款に定める事業の具体的な施策を市に提案し、両者の協議・合意のもと協会が実施する。  
市は、定期的に協会の実績と成果を評価し、必要がある場合には改善策の提案と実施を求めることとし、スポーツ政策の目的達成を図ることとする。  
また、これまで通り定例会等を開催するなど、市と体育協会は、情報共有に努め、緊密な連携を図っていく。
- ② 市は、体育協会が本来の使命であるスポーツ振興に関する施策や事業に重点的に取り組むことができるよう、指定管理業務の範囲を見直すとともに、施設管理について専門的な知識を持つ業者等との連携や共同方式なども検討するよう、働きかけていく。
- ③ 市は、体育協会に対し、職員の採用・補充について、専門分野の経験や知識を重視するとともに、組織内の人員体制や年齢構成に配慮しながら、募集・採用を実施し、組織力の向上に努めることを働きかけていく。

## 新たな提案に対する市の考え方

- ④ 本市の文化・スポーツ振興を担う2団体に対し、提案いただいた内容を示し意見交換を行ったところ、設立趣旨や振興分野の相違性、団体の独立性等を考慮しながら、時間をかけて議論する必要があると考える。  
よって、まずは、上記に示したとおり単独の団体として課題解決に向けて、共に取り組むこととする。  
しかし、異なる分野の3団体による「共創」という新たな視点を提示していただいたことから、まずは、各団体において現状の課題等の対応を図りながら、今後、各団体の担う役割を効率的かつ持続的に運営していくことを基本方針とし、統合等の可能性について、さらに調査研究を行っていきたい。